

滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

令和 2 年度税制改正および新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部改正に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例(昭和 25 年滋賀県条例第 55 号)の一部を改正しようとするものです。

2 主な改正内容

(1) 令和 2 年度税制改正関係

ア 個人の県民税

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直しに伴い、所得控除にひとり親控除を加える等所要の措置を講ずることとします。(第 19 条および第 21 条関係)【令和 3 年 1 月 1 日施行】

<所得控除見直しの概要>

		現 行								改 正 後											
本人所得		~500万				500万~				本人所得		~500万				500万~					
配偶関係		死別		離別		死別		離別		配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親		死別		離別	
性別		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	性別		女性	男性	女性	男性	ひとり親	女性	男性	女性	男性	
扶養親族	子	30	26	30	26	26	-	26	-	30	30	30	30	30	-	-	-	-	-	-	
	有子以外	26	-	26	-	26	-	26	-	26	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無	26	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

単位:万円

イ 県たばこ税

軽量の葉巻たばこの課税方式を(ア)および(イ)のとおり段階的に見直すこととします。(第 40 条の 3 関係)

- (ア) 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間は、1 本当たり 0.7 グラム未満の葉巻たばこについては、1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算して課税します。【令和 2 年 10 月 1 日施行】
- (イ) 令和 3 年 10 月 1 日以後は、1 本当たり 1 グラム未満の葉巻たばこについては、1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算して課税します。【令和 3 年 10 月 1 日施行】

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置関係

ア 個人の県民税

(ア) 所得税において、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等となった文化芸術・スポーツに係るイベントのうち文部科学大臣が指定するものについて、納税義務者が当該イベントの主催者に対する入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、その放棄した金額について寄附金控除の対象とする制度が設けられ、個人の県民税においても、寄附金税額控除の対象とされたことから、本県においては、所得税で対象となるイベントの全てを当該控除の対象とすることとします。(付則第 28 条関係)【令和 3 年 1 月 1 日施行】

(イ) 所得税において、新型コロナウイルス感染症等の影響により入居が遅れた場合に係る住宅ローン控除の入居要件を 1 年間弾力化する等の特例措置が設けられたことから、個人の県民税においても、当該措置に合わせた所要の措置を講ずることとします。(付則第 29 条関係)【令和 3 年 1 月 1 日施行】

イ 自動車税

自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得したものに限り1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすることとします。(付則第10条の2の11関係)【公布日施行】

3 その他の改正内容

ア 個人の県民税

- (ア) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとします。(付則第6条関係)【公布日施行】
- (イ) 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することとします。(付則第13条関係)【令和3年1月1日施行】
- (ウ) NISA制度の見直しに伴い、特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の県民税について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとします。(付則第14条の3の2関係)【令和3年4月1日施行】
- (エ) ジュニアNISAが令和5年末で終了することに伴い、未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の県民税について、令和6年1月1日以後は、当該個人に契約不履行等事由(制限に反する払出し等)が生じた場合であっても、遡及課税しないこととします。(付則第14条の3の3関係)【公布日施行】
- (オ) 扶養控除の対象となる親族の見直しに伴い、調整控除について所要の措置を講ずることとします。(第21条関係)【令和6年1月1日施行】

イ 法人の県民税

- (ア) 敷地分割組合について、収益事業課税とすることとし、併せて課税免除の対象とすることとします。(第17条および第27条の9関係)【マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日】
- (イ) 国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の措置を講ずることとします。(第17条の2、第29条、第30条および第35条ならびに付則第15条および第16条関係)【令和4年4月1日施行】

ウ 法人の事業税

国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の措置を講ずることとします。(第38条の2および第38条の5関係)【令和4年4月1日施行】

エ その他

その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、個人の県民税、法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、自動車税等について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

ア 令和3年度以後の各年度分の個人の県民税について、寡夫控除を廃止するとともに、ひとり親控除を所得控除に加えることとします。(第1条による改正後の第19条関係)

イ アに伴い、令和3年度以後の各年度分の個人の県民税における調整控除について、所要の措置を講ずることとします。(第1条による改正後の第21条関係)

ウ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとします。(第1条による改正後の付則第6条関係)

エ 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円(当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除することとします。(第1条による改正後の付則第13条関係)

オ 未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の県民税の非課税措置について、令和6年1月1日以後は、当該個人に契約不履行等事由が生じた場合であっても、適用することとします。(第1条による改正後の付則第14条の3の3関係)

カ 個人の県民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が、一定の入場料金等払戻請求権の放棄を一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(一定の金額を除く。)の合計額(20万円を超える場合には、20万円)の寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用することとします。(第1条による改正後の付則第28条関係)

キ 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける場合には、その適用期限を令和16年度分の個人の県民税まで延長することとします。(第1条による改正後の付則第29条関係)

ク 扶養控除の対象となる親族の見直しに伴い、令和6年度以後の各年度分の個人の県民税における調整控除について、所要の措置を講ずることとします。(第2条による改正後の第21条関係)

ケ 特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の県民税について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとします。(第2条による改正後の付則第14条の3の2関係)

(2) 法人の県民税

ア 敷地分割組合について、収益事業課税とすることとし、併せて課税免除の対象とすることとします。(第2条による改正後の第17条および第27条の9関係)

イ 国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の措置を講ずることとします。(第2条による改正後の第17条の2、第29条、第30条および第35条ならびに付則第15条および第16条関係)

(3) 法人の事業税

国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の措置を講ずることとします。(第2条による改正後の第38条の2および第38条の5関係)

(4) 県たばこ税

葉巻たばこの課税方式について、以下の措置を講ずることとします。(第1条および第2条による改正後の第40条の3関係)

ア 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算すること。

イ 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算すること。

(5) 自動車税

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長することとします。(第1条による改正後の付則第10条の2の11関係)

3. その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、2(4)アは令和2年10月1日から、2(1)ア、イ、エ、カおよびキは令和3年1月1日から、2(1)ケは令和3年4月1日から、2(4)イは令和3年10月1日から、2(2)イおよび(3)は令和4年4月1日から、2(1)クは令和6年1月1日から、2(2)アはマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日から、それぞれ施行することとします。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表 (第1条関係)

旧	新
<p>第1条から第18条まで 省略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第19条 前条の規定によつて算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額および基礎控除額を控除する。</p>	<p>第1条から第18条まで 省略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第19条 前条の規定により 算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額および基礎控除額を控除する。</p>
<p>第20条 省略</p> <p>(所得割の調整控除)</p> <p>第21条 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p>	<p>第20条 省略</p> <p>(所得割の調整控除)</p> <p>第21条 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p>

(省略)	
(3) 寡婦または寡夫 _____である所得割の納税義務者（(4)に掲げる者を除く。）	1万円
(4) 法第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額（同項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この表において同じ。）が500万円以下である所得割の納税義務者	5万円
(5) 省略	
(6) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	<p>ア イに掲げる場合以外の場合 5万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額_____</p> <p>_____が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円)</p> <p>イ 当該控除対象配偶者が老人</p>

(省略)	
(3) 寡婦またはひとり親で施行令第7条の16の2第1項に規定するものである所得割の納税義務者	1万円
(4) ひとり親で施行令第7条の16の2第2項に規定するもの _____ _____ _____ _____である所得割の納税義務者	5万円
(5) 省略	
(6) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	<p>ア イに掲げる場合以外の場合 5万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額（法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この表において同じ。）が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円)</p> <p>イ 当該控除対象配偶者が老人</p>

	<p>控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この表において同じ。)である場合 10万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には6万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には3万円)</p>
(省略)	

- イ 省略
- (2) 省略

第21条の2から第36条の20まで 省略

(事業税の納税義務者等)

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

- (1) および(2) 省略
- (3) 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして総務省令で定める _____ もを含む。第38条の3第2項および第3項において「小売電気事業等」という。)および同法第2条第1

	<p>控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この表において同じ。)である場合 10万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には6万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には3万円)</p>
(省略)	

- イ 省略
- (2) 省略

第21条の2から第36条の20まで 省略

(事業税の納税義務者等)

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

- (1) および(2) 省略
- (3) 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含む。第38条の3第2項および第3項において「小売電気事業等」という。)および同法第2条第1

業者等が、同項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等について、第40条の7第1項または第3項の規定による申告書に前項（第1号または第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡しまたは消費等が同項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項（第3号または第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、知事に施行規則第8条の4に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 省略

第40条の6から第65条まで 省略

（環境性能割の税率）

第66条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので

業者等が、同項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等について、第40条の7第1項または第3項の規定による申告書に前項（第1号または第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第8条の4第1項に規定する

書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項（第3号または第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、知事に施行規則第8条の4第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 省略

第40条の6から第65条まで 省略

（環境性能割の税率）

第66条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので

同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)を除く。次項第1号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウからオまで 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)を除く。次項第1号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウからオまで 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(3) 省略

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項および前項（第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウからオまで 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 省略

3 省略

4 第1項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）および第2項（第

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(3) 省略

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項および前項（第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウからオまで 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 省略

3 省略

4 第1項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）および第2項（第

1号アからウまでに係る部分に限る。)の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第27項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第28項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1号アからウまでに係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第27項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第28項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

12

(省略)		
第1項第1号ア (イ)	施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「 <u>基準エネルギー消費効率</u> 」という。)であつて平成32年度	第4項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度
	この条において「 <u>平成32年度基準エネルギー消費効率</u> 」という。)に100分の110	この号および次項第1号において「 <u>平成22年度基準エネルギー消費効率</u> 」という。)に100分の165
(省略)		
第1項第1号イ (イ)	<u>平成32年度基準エネルギー消費効率</u> に100分の110	<u>平成22年度基準エネルギー消費効率</u> に100分の165

(省略)		
第1項第1号ア (イ)	施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「 <u>基準エネルギー消費効率</u> 」という。)であつて令和2年度	第4項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度
	この条において「 <u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u> 」という。)に100分の110	この号および次項第1号において「 <u>平成22年度基準エネルギー消費効率</u> 」という。)に100分の165
(省略)		
第1項第1号イ (イ)	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u> に100分の110	<u>平成22年度基準エネルギー消費効率</u> に100分の165

(省略)		
第2項第1号イ (イ)	平成32年度基準エネ	平成22年度基準エネ ルギー消費効率に100分 の150を乗じて得た数 値
	ルギー消費効率	
(省略)		

第67条から第150条まで 省略

付則

第1条から第5条の6まで 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項におい

(省略)		
第2項第1号イ (イ)	令和2年度基準エネ	平成22年度基準エネ ルギー消費効率に100分 の150を乗じて得た数 値
	ルギー消費効率	
(省略)		

第67条から第150条まで 省略

付則

第1条から第5条の6まで 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項におい

て同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。

2から4まで 省略

第6条の2から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から7まで 省略

8 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法(昭和25年法律第214号)第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

9 農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第14項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合(当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1)を乗じて得た額を価格から控

て同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。

2から4まで 省略

第6条の2から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から7まで 省略

8 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法(昭和25年法律第214号)第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第11項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

9 農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第12項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で同条第13項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合(当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1)を乗じて得た額を価格から控

除する。

10 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を令和3年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するもの」とする。

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の16第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当

除する。

10 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築を令和3年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第15項に規定するもの」とする。

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の15第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第16項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当

該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 小規模不動産特定共同事業者および特例事業者（不動産特定共同事業者法第22条の2第3項に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）に限る。） 次に掲げる不動産

ア 昭和57年1月1日前に新築された家屋のうち、施行令附則第7条第18項に規定する用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要なものとして同条第19項に規定するもの

イ 省略

(2) 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）および特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

ア 建替え（建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第20項に規定するものの当該建替えに限る。）その他施行規則附則第3条の2の16第2項に規定する行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第7条第21項に規定するものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

イ アに掲げる土地を敷地とするアに掲げる建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第20項に規定するもの

ウ 省略

エ 特定家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要な家屋として施行令附則第7条第20項に規定するもの

オ 省略

該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 小規模不動産特定共同事業者および特例事業者（不動産特定共同事業者法第22条の2第3項に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）に限る。） 次に掲げる不動産

ア 昭和57年1月1日前に新築された家屋のうち、施行令附則第7条第17項に規定する用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要なものとして同条第18項に規定するもの

イ 省略

(2) 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）および特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

ア 建替え（建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するものの当該建替えに限る。）その他施行規則附則第3条の2の15第2項に規定する行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第7条第20項に規定するものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

イ アに掲げる土地を敷地とするアに掲げる建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するもの

ウ 省略

エ 特定家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するもの

オ 省略

12 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第3条の2の19第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

13 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第23項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

14 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第20条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第19条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第12項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、

12 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第3条の2の18第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第21項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

13 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

14 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第20条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第19条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第12項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、

当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2から第10条の2の10まで 省略

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の2の11 省略

2 自家用の乗用車に対する第66条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)および第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

第10条の2の12 省略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第10条の3 省略

2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車およびキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令

当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2から第10条の2の10まで 省略

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の2の11 省略

2 自家用の乗用車に対する第66条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)および第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

第10条の2の12 省略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第10条の3 省略

2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車およびキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令

和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)から(3)まで 省略

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第1号ア(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 省略

3 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車およびキャンピング車を除

和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)から(3)まで 省略

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第1号ア(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 省略

3 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車およびキャンピング車を除

く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

第10条の3の2から第12条まで 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

第10条の3の2から第12条まで 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第1項および第2項ならびに付則第13条の3第1項において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 および3 省略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第13条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第1項および第2項ならびに付則第13条の3第1項において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 および3 省略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部または一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合

において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部または一部が同項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、第2項の規定の適用については、予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第13条の2の2から第14条の3の2まで 省略

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第14条の3の3 省略

2 省略

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日

までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、第1号から第3号までの規

4 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部または一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で施行令附則第17条の2第4項に規定する場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で同項に規定する日までの間に当該譲渡の全部または一部が同法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第11項に規定するところにより証明がされたときは、第2項の規定の適用については、予定期間は、当該初日から施行令附則第17条の2第4項に規定する日までの期間とする。

第13条の2の2から第14条の3の2まで 省略

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第14条の3の3 省略

2 省略

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日または令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、第1号から第3号までの規

定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1)から(5)まで 省略

4 省略

第14条の3の4から第27条まで 省略

(新設)

定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1)から(5)まで 省略

4 省略

第14条の3の4から第27条まで 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第28条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部または一部の放棄（次項において「払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の第21条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第21条の2第1項各号に掲げる寄附金の額およびその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）を

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第28条 第39条の12第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の同条第10項第1号に規定する耐震改修に係る契約を政令で定める_____日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）およびそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき総務省令で定める_____ところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第39条の15の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 省略

いう。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第30条 第39条の12第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の同条第10項第1号に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）およびそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条第1項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第39条の15の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 省略

滋賀県税条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条から第16条まで 省略</p> <p>（県民税の納税義務者等）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、マンション建替組合およびマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のものおよび次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。</p> <p>4および5 省略</p> <p>（法人課税信託の受託者に関するこの節の適用）</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項および法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託</p>	<p>第1条から第16条まで 省略</p> <p>（県民税の納税義務者等）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、マンション建替組合、<u>マンション敷地売却組合および敷地分割組合</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のものおよび次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。</p> <p>4および5 省略</p> <p>（法人課税信託の受託者に関するこの節の適用）</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項および法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託</p>

者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(省略)	
第29条第3項から第5項まで) の資本金) に係る固有法人の資本金等の額等の額

4 省略

第18条から第20条まで 省略

(所得割の調整控除)

第21条 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(省略)	
(8) 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上の者）をいう。以下この表において同じ。）	ア イおよびウに掲げる場合以外の場合 当該控除対象扶養親族1人につき5万円 イ 当該控除対象扶養親族が特

者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(省略)	
第29条第3項および第4項) の資本金) に係る固有法人の資本金等の額等の額

4 省略

第18条から第20条まで 省略

(所得割の調整控除)

第21条 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(省略)	
(8) 控除対象扶養親族（法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。以下この表において同じ。）	ア イおよびウに掲げる場合以外の場合 当該控除対象扶養親族1人につき5万円 イ 当該控除対象扶養親族が特

<p>の納税義務者の有する老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この表において同じ。）が当該納税義務者または当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者または当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者（以下この表において「同居直系尊属」という。）である場合における当該老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者</p>	<p>定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。以下この表において同じ。）である場合 当該特定扶養親族1人につき18万円 ウ 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族1人につき10万円</p>
(省略)	

イ 省略

(2) 省略

第21条の2から第27条の8まで 省略

(法人の県民税の課税免除)

第27条の9 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、法人の県民税を課さない。ただし、収益事業を行う場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 省略

(4) マンション建替組合およびマンション敷地売却組合

(5)および(6) 省略

<p>の納税義務者の有する老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この表において同じ。）が当該納税義務者または当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者または当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者（以下この表において「同居直系尊属」という。）である場合における当該老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者</p>	<p>定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。以下この表において同じ。）である場合 当該特定扶養親族1人につき18万円 ウ 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族1人につき10万円</p>
(省略)	

イ 省略

(2) 省略

第21条の2から第27条の8まで 省略

(法人の県民税の課税免除)

第27条の9 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、法人の県民税を課さない。ただし、収益事業を行う場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 省略

(4) マンション建替組合、マンション敷地売却組合および敷地分割組合

(5)および(6) 省略

2 省略

第28条 省略

(法人の均等割の税率)

第29条 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる法人 年額 20,000円

アからエまで 省略

オ 資本金等の額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2)から(5)まで 省略

2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第52条第2項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間または同項第4号の期間中において事務所、事業所または寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

3および4 省略

5 法第52条第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における

2 省略

第28条 省略

(法人の均等割の税率)

第29条 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる法人 年額 20,000円

アからエまで 省略

オ 資本金等の額（法第23条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2)から(5)まで 省略

2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第52条第2項第1号の法人税額の課税標準の算定期間もしくは同項第2号の期間または同項第3号

の期間中において事務所、事業所または寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

3および4 省略

(削除)

第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第2項第3号に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

(法人の県民税の申告納付)

第30条 省略

2 特定法人である内国法人は、前項の規定により、同項に規定する申告書（以下この項から第4項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の県民税の申告については、前項の規定にかかわらず、法第53条第50項に規定する場合を除き、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第4項および第5項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（以下「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

3 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

(1) 納税申告書に係る事業年度または連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年4月1日）現在における資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人

(2)から(4)まで 省略

4および5 省略

第31条から第34条まで 省略

(法人の県民税の減免)

第35条 省略

(法人の県民税の申告納付)

第30条 省略

2 特定法人である内国法人は、前項の規定により、同項に規定する申告書（以下この項から第4項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の県民税の申告については、前項の規定にかかわらず、法第53条第59項に規定する場合を除き、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第4項および第5項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（以下「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

3 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

(1) 納税申告書に係る事業年度_____開始の日（公共法人等にあつては、前年4月1日）現在における資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人

(2)から(4)まで 省略

4および5 省略

第31条から第34条まで 省略

(法人の県民税の減免)

第35条 省略

2 省略

3 前2項の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者は、納期限（第1項の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者で納期限前1月から納期限までの間において大規模な災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日）までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 法人税額もしくは連結法人税額の課税標準の算定期間または均等割額の算定期間、納期限および税額

(2) 省略

第36条から第38条まで 省略

(医療法人等の課税標準の区分経理の義務)

第38条の2 法第72条の23第2項に規定する法人で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について同項の規定によつて当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額または個別帰属益金額（法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額をいう。）および損金の額または個別帰属損金額（同法第81条の18第1項に規定する個別帰属損金額をいう。）に算入しないものとされる部分に関する経理をその他の部分に関する経理と区分して行わなければならない。

2および3 省略

第38条の3および第38条の4 省略

2 省略

3 前2項の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者は、納期限（第1項の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者で納期限前1月から納期限までの間において大規模な災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日）までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 法人税額_____の課税標準の算定期間または均等割額の算定期間、納期限および税額

(2) 省略

第36条から第38条まで 省略

(医療法人等の課税標準の区分経理の義務)

第38条の2 法第72条の23第2項に規定する法人で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について同項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額_____および損金の額_____に算入しないものとされる部分に関する経理をその他の部分に関する経理と区分して行わなければならない。

2および3 省略

第38条の3および第38条の4 省略

(法人の事業税の申告納付)

第38条の5 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等（第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割および所得割または同号イに掲げる法人の所得割をいう。）または収入割等（同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割および資本割または同号イに掲げる法人の収入割および所得割をいう。）について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書によつて納付しなければならない。

(1) 法第72条の25第1項、第72条の28第1項または第72条の29第1項に規定する法人にあつては、次の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間内。ただし、法第72条の25第2項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の25第4項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の25第6項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第2項または同条第7項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第4項の規定により知事（本県と他の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事。アおよびイにおいて同じ。）の承認を受けた法人については、その指定した日まで

ア 省略

イ 法第72条の25第5項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人（法第72条の25第16項（法第72条の28第2項および第72条の29第2

(法人の事業税の申告納付)

第38条の5 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等（第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割および所得割または同号イに掲げる法人の所得割をいう。）または収入割等（同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割および資本割または同号イに掲げる法人の収入割および所得割をいう。）について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書により納付しなければならない。

(1) 法第72条の25第1項、第72条の28第1項または第72条の29第1項に規定する法人にあつては、次の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間内。ただし、法第72条の25第2項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の25第4項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の25第6項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第2項または同条第7項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第4項の規定により知事（本県と他の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事。アおよびイにおいて同じ。）の承認を受けた法人については、その指定した日まで

ア 省略

イ 法第72条の25第5項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人（法第72条の25第16項（法第72条の28第2項および第72条の29第2

項において準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第4項の規定を適用される法人を除く。) 各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。イにおいて同じ。)終了の日から4月以内(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内)

(ア) 当該法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結親法人(同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。イにおいて同じ。)(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。(イ)において同じ。)が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に各連結事業年度(同法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。(イ)において同じ。)の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(イに掲げる場合を除く。)

当該定めの内容を勘案して4月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内

(イ) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。)に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得(同条第18号の4に規定する連結所得をいう。)の金額 _____ の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場

項において準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第4項の規定を適用される法人を除く。) 各事業年度 _____

_____ 終了の日から4月以内(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内)

(ア) 当該法人または当該法人との間に通算完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。(イ)において同じ。)がある通算法人(同条第12号の7の2に規定する通算法人をいう _____。(イ)において同じ。)が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に各事業年度 _____

_____ の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(イに掲げる場合を除く。)

当該定めの内容を勘案して4月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内

(イ) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該各事業年度の決算 _____ についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人または当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額または欠損金額および法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場

合 知事が指定する4月を超える月数の期間内

ウ 省略

(2)および(3) 省略

2および3 省略

第38条の6から第40条の2まで 省略

(たばこ税の課税標準)

第40条の3 省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

3および4 省略

第40条の4から第150条まで 省略

合 知事が指定する4月を超える月数の期間内

ウ 省略

(2)および(3) 省略

2および3 省略

第38条の6から第40条の2まで 省略

(たばこ税の課税標準)

第40条の3 省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

3および4 省略

第40条の4から第150条まで 省略

付則

第1条から第14条の3まで 省略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）または同項第4号に規定する非課税累積投資契約（次項において「非課税累積投資契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項

に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）（その者が2以上の同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）または同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）から

付則

第1条から第14条の3まで 省略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）、同項第4号に規定する非課税累積投資契約（次項において「非課税累積投資契約」という。）または同法第37条の14第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（次項において「特定非課税累積投資契約」という。）

に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）（その者が2以上の同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）、同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）、同条第5項第7号に規

第15条 平成13年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

第16条 県内に事務所または事業所を有する法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものもしくは資本もしくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)または第17条第4項において法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年5,000万円以下のものに対する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額から当該法人税割額に18分の8を乗じて計算した額を控除した金額とする。

2 省略

3 第1項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所または事業所を有する法人(第17条第4項において法人とみなされるものを含む。以下この条において同じ。)の各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

4 事業年度または連結事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年5,000万円」とあるのは「5,000万円に当該事業年度または当該連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

5 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項、第88条または第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人

第15条 平成13年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分_____の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

第16条 県内に事務所または事業所を有する法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものもしくは資本もしくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)または第17条第4項において法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額_____が年5,000万円以下のものに対する各事業年度分_____の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した当該事業年度分_____の法人税割額から当該法人税割額に18分の8を乗じて計算した額を控除した金額とする。

2 省略

3 第1項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所または事業所を有する法人(第17条第4項において法人とみなされるものを含む。以下この条において同じ。)の各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額_____は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

4 事業年度_____が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年5,000万円」とあるのは「5,000万円に当該事業年度_____の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

5 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項、第88条もしくは第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人または法第53条第2項の規定により法人の県民税に

の各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額は、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。）または当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額として納付した税額および納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額または個別帰属法人税額を前事業年度または当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

6. 第1項の規定を適用する場合において、法第53条第2項の規定によつて法人の県民税に係る申告書を提出する義務がある法人の各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額は、当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前連結事業年度または当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割額として納付した税額および納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる個別帰属法人税額または法人税額を前連結事業年度または当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

7. 前3項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

以下 省略

係る申告書を提出する義務がある法人の各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額は、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度

の法人税割額として納付した税額および納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の月数

で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

(削除)

6. 前2項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

以下 省略

滋賀県税条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条から第17条まで 省略</p> <p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の適用)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項および法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>第1条から第17条まで 省略</p> <p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の適用等)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項または法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 省略</p> <p>4 省略</p>
<p>第18条から第23条まで 省略</p> <p>(個人の県民税の賦課徴収)</p> <p>第23条の2 個人の県民税の賦課徴収は、法第48条___の規定による場合を除くほか、市町が当該市町の個人の市町民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。</p> <p>2 知事は、市町が前項の規定によつて行なう個人の県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町に対し、必要な援助を行なうものとする。</p>	<p>第18条から第23条まで 省略</p> <p>(個人の県民税の賦課徴収)</p> <p>第23条の2 個人の県民税の賦課徴収は、法第739条の5の規定による場合を除くほか、市町が当該市町の個人の市町民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収と併せて行なう___ものとする。</p> <p>2 知事は、市町が前項の規定により行なう個人の県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町に対し、必要な援助を行なうものとする。</p>

第23条の3および第23条の3の2 省略

(個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法)

第24条 法第42条第3項の規定による払込みは、規則で定める方法により行うものとする。

第25条および第26条 省略

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第27条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町に対しては、徴収取扱費として次の各号に掲げる金額の合計額を交付する。

- (1) 省略
- (2) 法第41条第1項の規定によつて市町が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第17条または第17条の2の規定によつて市町が還付し、または充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額
- (3) 法第17条の4の規定によつて市町が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額
- (4) 法第41条第1項においてその例によることとされた法第321条第2項の規定によつて市町が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額
- (5) 第21条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定によつて市町が還付し、または充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

第23条の3および第23条の3の2 省略

(個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法)

第24条 法第739条の4第2項の規定による払込みは、規則で定める方法により行うものとする。

第25条および第26条 省略

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第27条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町に対しては、徴収取扱費として次の各号に掲げる金額の合計額を交付する。

- (1) 省略
- (2) 法第41条第1項の規定により市町が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第17条または第17条の2の規定により市町が還付し、または充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額
- (3) 法第17条の4の規定により市町が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額
- (4) 法第41条第1項においてその例によることとされた法第321条第2項の規定により市町が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額
- (5) 第21条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定により市町が還付した
_____場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

2から4まで 省略

2から4まで 省略

以下 省略

以下 省略